

令和4年 第9回 福岡市選挙管理委員会

4月20日(水) 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第6号 福岡市議会議員選挙公報発行規程の一部を改正する規程案について

議案第7号 福岡市長選挙公報発行規程の一部を改正する規程案について

2 報告事項

- ① 選挙人名簿から抹消する者の数について
- ② 在外選挙人名簿登録者数について
- ③ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・令和4年5月9日(月) 午前10時30分
- ・令和4年5月20日(金) 午前10時30分
- ・令和4年6月6日(月) 午前10時30分

議案第6号

福岡市議会議員選挙公報発行規程の一部を改正する規程案について

福岡市議会議員選挙公報発行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月20日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

福岡市議会議員選挙公報発行規程の一部を改正する規程

福岡市議会議員選挙公報発行規程（平成19年福岡市選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第2号）」の次に「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によるものを含む。））」を加え、「記載しなければならない」を「記載し、又は記録しなければならない」に改め、同条第3項中「記載してはならない」を「記載し、又は記録してはならない」に改め、同条第4項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第5項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に、「記載しなければならない」を「記載し、又は記録しなければならない」に改め、同条第6項中「記載しなければならない」を「記載し、又は記録しなければならない」に改める。

第4条中「記載しようとする」を「記載し、又は記録しようとする」に改める。

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による写真の添付は、電磁的記録により行うことができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項中「写真は2枚とし、当該選挙の期日前12月以内に撮影した候補者自身の無帽、正面向き上半身の白黒の写真で、縦4センチメートル、横4センチメートルのものとし、裏面に候補者の氏名、党派名及び撮影年月日を記載したもの」とあるのは、「写真は当該選挙の期日前12月以内に撮影した候補者自身の無帽、正面向き上半身の白黒の写真で、縦4センチメートル、横4センチメートルのも

の」とする。

第6条第1項中「記載」の次に「又は記録」を加える。

第7条第1項中「記載しなおした」を「記載又は記録をしなおした」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(理由)

公職選挙法の改正により、選挙公報の原稿等が電磁的記録により提出することが可能となったため。

(候補者の写真)

第5条 (略)

(掲載文の訂正)

第6条 市委員会は前3条の規定に違反した掲載文の申請があった場合、又は第9条の規定によって選挙公報を印刷したときにおいて、文字が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合は、候補者に対し、当該部分の記載_____の訂正を求めることができる。

2 (略)

(掲載文の撤回又は修正)

第7条 候補者は、条例第3条の規定による申請を撤回しようとする場合、又はこれを修正しようとする場合は、福岡市議会議員選挙公報撤回申請書(様式第3号)又は福岡市議会議員選挙公報修正申請書(様式第4号)及び新たに記載しなおした_____掲載文を、区委員会を経由して市委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(候補者の写真)

第5条 (略)

2 前項の規定による写真の添付は、電磁的記録により行うことができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項中「写真は2枚とし、当該選挙の期日前12月以内に撮影した候補者自身の無帽、正面向き上半身の白黒の写真で、縦4センチメートル、横4センチメートルのものとし、裏面に候補者の氏名、党派名及び撮影年月日を記載したもの」とあるのは、「写真は当該選挙の期日前12月以内に撮影した候補者自身の無帽、正面向き上半身の白黒の写真で、縦4センチメートル、横4センチメートルのもの」とする。

(掲載文の訂正)

第6条 市委員会は前3条の規定に違反した掲載文の申請があった場合、又は第9条の規定によって選挙公報を印刷したときにおいて、文字が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合は、候補者に対し、当該部分の記載又は記録の訂正を求めることができる。

2 (略)

(掲載文の撤回又は修正)

第7条 候補者は、条例第3条の規定による申請を撤回しようとする場合、又はこれを修正しようとする場合は、福岡市議会議員選挙公報撤回申請書(様式第3号)又は福岡市議会議員選挙公報修正申請書(様式第4号)及び新たに記載又は記録をしなおした掲載文を、区委員会を経由して市委員会に提出しなければならない。

2 (略)

議案第7号

福岡市長選挙公報発行規程の一部を改正する規程案について

福岡市長選挙公報発行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月20日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

福岡市長選挙公報発行規程の一部を改正する規程

福岡市長選挙公報発行規程（昭和47年福岡市選挙管理委員会規程第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第2号）」の次に「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によるものを含む。））」を加え、「記載しなければならない」を「記載し、又は記録しなければならない」に改め、同条第3項中「記載してはならない」を「記載し、又は記録してはならない」に改め、同条第4項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第5項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、「記載しなければならない」を「記載し、又は記録しなければならない」に改め、同条第6項中「記載しなければならない」を「記載し、又は記録しなければならない」に改める。

第3条の2中「記載しようとする」を「記載し、又は記録しようとする」に改める。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定による写真の添付は、電磁的記録により行うことができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項中「写真は2枚とし、当該選挙の期日前12月以内に撮影した候補者自身の無帽、正面向き上半身の白黒の写真で、縦5.5センチメートル、横5.5センチメートルのものとし、裏面に候補者の氏名、党派名及び撮影年月日を記載したもの」とあるのは、「写真は当該選挙の期日前12月以内に撮影した候補者自身の無帽、正面向き上半身の白黒の写真で、縦5.5センチメートル、横5.5センチメー

ルのもの」とする。

第4条の2第1項中「記載」の次に「又は記録」を加える。

第5条第1項中「記載しなおした」を「記載又は記録をしなおした」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(理由)

公職選挙法の改正により、選挙公報の原稿等が電磁的記録により提出することが可能となったため。

福岡市長選挙公報発行規程（昭和47年福岡市選挙管理委員会規程第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(掲載文の作成)</p> <p>第3条 掲載文は、委員会が交付する福岡市長選挙公報掲載文原稿用紙（様式第2号） _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に、黒色の色素により記載しなければならない</p> <p>_____。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 写真欄には、何も記載してはならない _____。</p> <p>4 氏名欄には、候補者の届出書又は候補者の推薦届出書に記載された当該候補者の氏名（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第5項の規定により通称の認定を受けた場合にあつては、当該通称）並びに候補者の年齢、身分及び党派に関する事以外は記載する _____ ことができない。</p> <p>5 氏名欄は、通常使用する漢字、ひらがな、片かな、数字、アルファベットその他の文字、記号、符号及びけい線をもって、縦書き（年齢を記載する _____ 場合については、この限りでない。）で記載しなければならない _____。</p> <p>6 政見等記載欄は、通常使用する漢字、ひらがな、片かな、数字、アルファベットその他の文字、記号、符号、けい線、図、イラストレーション及びこれらの類をもって、記載しなければならない _____。</p> <p>(図等の面積制限)</p> <p>第3条の2 候補者が、掲載文として図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする _____ 場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、政見等記載欄の面積の2分の1を超えてはならない。</p>	<p>(掲載文の作成)</p> <p>第3条 掲載文は、委員会が交付する福岡市長選挙公報掲載文原稿用紙（様式第2号） <u>（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によるものを含む。）</u>に、黒色の色素により記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 写真欄には、何も記載し、又は記録してはならない。</p> <p>4 氏名欄には、候補者の届出書又は候補者の推薦届出書に記載された当該候補者の氏名（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第5項の規定により通称の認定を受けた場合にあつては、当該通称）並びに候補者の年齢、身分及び党派に関する事以外は記載し、又は記録することができない。</p> <p>5 氏名欄は、通常使用する漢字、ひらがな、片かな、数字、アルファベットその他の文字、記号、符号及びけい線をもって、縦書き（年齢を記載し、又は記録する場合については、この限りでない。）で記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>6 政見等記載欄は、通常使用する漢字、ひらがな、片かな、数字、アルファベットその他の文字、記号、符号、けい線、図、イラストレーション及びこれらの類をもって、記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>(図等の面積制限)</p> <p>第3条の2 候補者が、掲載文として図、イラストレーション及びこれらの類を記載し、又は記録しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、政見等記載欄の面積の2分の1を超えてはならない。</p>

(候補者の写真)

第4条 (略)

(掲載文の訂正)

第4条の2 委員会は前3条の規定に違反した掲載文の申請があった場合、又は第7条の規定によって選挙公報を印刷したときにおいて、文字が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合は、候補者に対し、当該部分の記載_____の訂正を求めることができる。

2 (略)

(掲載文の撤回又は修正)

第5条 候補者は、条例第3条の規定による申請を撤回しようとするとき、又はこれを修正しようとするときは、福岡市長選挙公報撤回申請書(様式第3号)又は福岡市長選挙公報修正申請書(様式第4号)及び新たに記載しなおした_____掲載文を委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(候補者の写真)

第4条 (略)

2 前項の規定による写真の添付は、電磁的記録により行うことができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項中「写真は2枚とし、当該選挙の期日前12月以内に撮影した候補者自身の無帽、正面向き上半身の白黒の写真で、縦5.5センチメートル、横5.5センチメートルのものとし、裏面に候補者の氏名、党派名及び撮影年月日を記載したもの」とあるのは、「写真は当該選挙の期日前12月以内に撮影した候補者自身の無帽、正面向き上半身の白黒の写真で、縦5.5センチメートル、横5.5センチメートルのもの」とする。

(掲載文の訂正)

第4条の2 委員会は前3条の規定に違反した掲載文の申請があった場合、又は第7条の規定によって選挙公報を印刷したときにおいて、文字が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合は、候補者に対し、当該部分の記載又は記録の訂正を求めることができる。

2 (略)

(掲載文の撤回又は修正)

第5条 候補者は、条例第3条の規定による申請を撤回しようとするとき、又はこれを修正しようとするときは、福岡市長選挙公報撤回申請書(様式第3号)又は福岡市長選挙公報修正申請書(様式第4号)及び新たに記載又は記録をしなおした掲載文を委員会に提出しなければならない。

2 (略)

報告事項 1

選挙人名簿から抹消する者の数について

3月8日～4月20日区委員会議決分

区 分	抹消者の合計	抹消者の内訳		
		死 亡 者	市外転出後 4箇月経過者	在外登録移転者
東 区	987	378	609	0
博多区	1,015	253	762	0
中央区	637	168	469	0
南 区	821	342	478	1
城南区	320	153	167	0
早良区	572	297	275	0
西 区	565	259	306	0
福岡市計	4,917	1,850	3,066	1

参考（3月8日～4月20日区委員会議決における抹消後の選挙人名簿登録者数）

	前回 選挙人名簿登録者数	前回以降の 抹消者数	4月20日現在 選挙人名簿登録者数
福岡市計	1,291,400	4,917	1,286,483

報告事項 2

在外選挙人名簿登録者数について

3月8日～4月20日区委員会議決分

区 分	前回 登録者数	前回以降の 新規登録者数	前回以降の 登録移転者数	前回以降の 抹消者数	今回 登録者数
東 区	138	0	0	1	137
博 多 区	99	0	0	1	98
中 央 区	152	2	0	3	151
南 区	138	0	1	0	139
城 南 区	77	2	0	0	79
早 良 区	117	0	0	0	117
西 区	70	1	0	0	71
福岡市計	791	5	1	5	792

報告事項3

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

令和4年（2022年）6月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

記

交付数

1 市議会議員選挙

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 候補者等用 | 1人（全交付数 89人） |
| (2) 後援団体用 | 1団体（全交付数 87団体） |

2 市長選挙

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 候補者等用 | 0人（全交付数 1人） |
| (2) 後援団体用 | 0団体（全交付数 1団体） |